

## 停電や、災害時に必要な 防災電源 は？

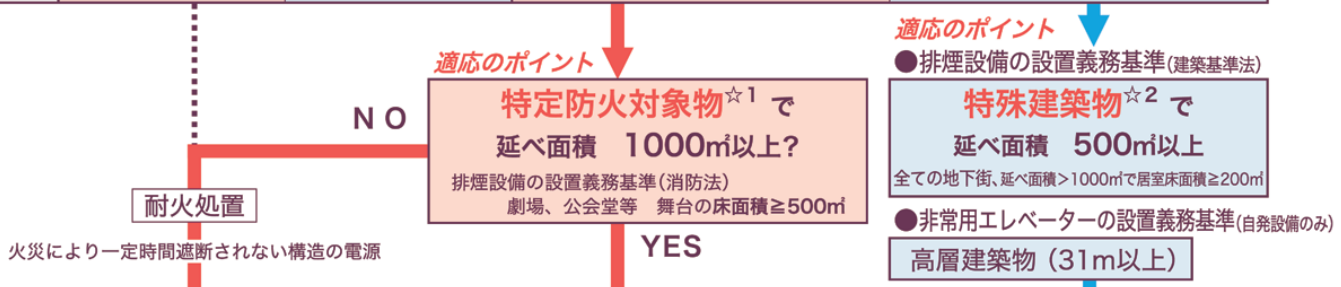
防災用自家発電設備（自家発電装置）を主眼に置く

地震、火災や他の事故で停電が発生した時、**人命の安全と、防災機器の機能維持の為に、直ちに電源を切換え、防災対象設備に給電する**、防災電源は、**二つの法律\***で設置が厳しく義務付けられ、下記の如く、消防法では**三種類**（燃料電池設備を入れると四種類）、建築基準法では**二種類**の防災電源となります。  
 （※消防法と、建築基準法での、防災電源は基本的には同一だが、**呼称**が違います。）

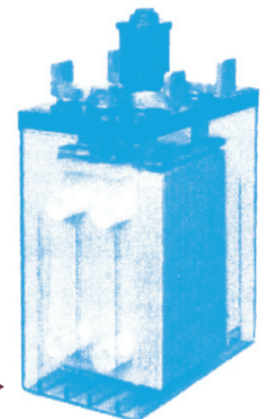
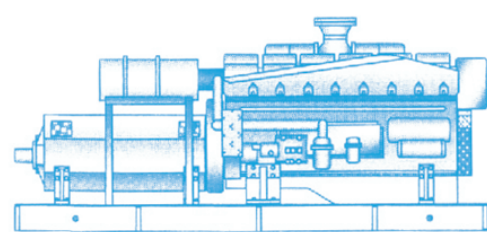
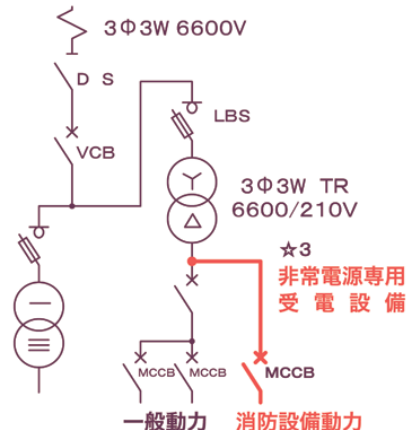
### ●電源の分類

（通常時は常用電源で供給、停電時に以下の電源に切り換えられる。ただし消防法の#印は切り換え不可です。）

防災設備の電源（法により呼称が異なる）				
区分	常用電源（平常時の電源、九電他）		防災電源（停電時に給電する電源）	
法	消防法	建築基準法	消防法	建築基準法
法の呼び名	常用電源	常用の電源	非常電源	予備電源



### ●防災電源の種類



### 参考事例

たとえば、延べ面積700㎡の特定防火対象物（百貨店、病院等）は、消防法では**自家発電設備は不要**だが、**建築基準法では500㎡以上の特殊建築物**となり排煙設備の設置義務があり**自家発電装置が必要**となる。

- (注)
- ☆1 特定防火対象物とは？……消防法の、興行場、百貨店、旅館、飲食店、病院、地下街、複合用途防火対象物を言い、人災の起こりやすい不特定多数の人が出入りする設備。  
 （消防法17条の2の5-2-4 施行令別表第一）
  - ☆2 特殊建築物とは？……建築基準法の、劇場、病院、博物館、学校、百貨店等の不特定多数の人が利用する建築物を言う。  
 （建築基準法別表第一、施行令126条の2）
  - ☆3 非常電源専用受電設備とは？……消防法の、非常電源で特定防火対象物以外か、延べ面積1000㎡未満の特定防火対象物に適用がゆるされる、緩和策。分岐回路は他電気回路の開閉器にて遮断されず、配線は耐熱、隔壁、耐火処置を施したものである。  
 （消防法施行規則12条4-イ）

# 命を救う、防災対象設備と、防災電源の適応表

## ●防災電源の種類 (停電時に供給される電源)

赤字: 消防法の呼称 (青字): 建築基準法の呼称



## ●主な、防災対象設備と適応表

	消防法	自家発電設備 (自家用発電装置)	容量(以上)		蓄電池設備 (蓄電池設備)	容量(以上)	
			消防法	(建築基準法)		消防法	(建築基準法)
消防法	屋内消火栓	▲	○	30分間	△	30分間	
	スプリンクラー設備	▲	○	30分間	△	30分間	
	自火報、非常警報設備	▲	—		○内臓	10分間	★
	ガス漏れ火災警報設備	—	—		○内臓	10分間	★
	非常用コンセント設備	▲	○	30分間	△	30分間	
	誘導灯	—	—		○内臓	20分間	
	無線通信補助設備	▲	—		○内臓	30分間	★
建築基準法	排煙設備	▲	○	30分間	△	30分間	
	排煙設備	×	○	30分間	△	30分間	
	非常用照明装置	×	○10秒以内始動	30分間	○内臓	30分間	
	非常用エレベーター	×	○	60分間	—		
	地下街非常用排水設備	×	○	30分間	○	30分間	
	防火戸、ダンパー等	×	○	30分間	○内臓	60分間	

○印: 適応するもの。 一印: 適応できないもの。 △印: ほとんど用いられないもの。 ★印: 燃料電池設備は適応不可です。

▲印: 特定防火対象物以外の防火対象物または、延べ面積1000㎡未満の特定防火対象物に適応できるもの。

注) 排煙設備は、消防法、建築基準法の二つの法律で規制されています。

## 防災用自家発電設備の法定点検について (建築基準法呼称: 自家用発電装置)

防災用自家発電設備は、一つのものであるが、本来の設置目的が異なる為、下表の如く、三法の法規制があり  
**電気事業法では、保安規程による、保守点検の義務があり、**  
**消防法、建築基準法では、点検基準に基づいて、点検、報告の義務があります。**

	対象物	点検の内容	点検				
			監督	点検者	期間	報告	基準
電気事業法	すべて	日常点検 定期点検 精密点検 測定	選任された電気主任技術者	関係者	保安規程による	—	保安規程
建築基準法	特定行政庁が指定するもの	外観点検、機能点検など		建築士または建築設備検査資格者	特定行政庁が定める期間(おおむね6か月から1年に1回)	特定行政庁が定める期間(おおむね6か月から1年に1回)	建築設備定期検査業務基準指導書(建築指導課研修)
消防法	特定防火対象物で延べ面積が1000㎡以上のもの	作動点検 外観点検 機能点検 総合点検		消防設備士または消防設備点検資格者(第一種自家発電設備専門技術者の資格を併せ有する者)	6か月(作動点検) (外観点検) (機能点検) および 1年(総合点検)	1年に1回(特定防火対象物) 3年に1回(その他の防火対象物)	点検基準(告示) 点検要領(通達)
	防火対象物で消防長または消防署長が指定するもの		関係者				
	上記以外の防火対象物						



出展: 社団法人 日本内燃力発電設備協会 自家用発電設備専門技術者 講習テキスト

注) 建築基準法、消防法での監督とは、事業主が特に必要とし、協力依頼をされた場合の電気主任技術者の監督立会を言う。

